

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年4月9日(金) 午後1時30分
- 2 開催場所 市役所 防災研修室AB
- 3 出席委員(農業委員11名+推進委員2名)

農業委員

会長 安部英輔 会長代理 松尾保幸 2番 阿部 進 3番 松井千次
4番 篠崎久典 5番 高崎雅俊 6番 阪本和實 9番 奥水英治
10番 小野吉宣 12番 松尾幸主 13番 北崎守孝

推進委員

8番 本松和彦 14番 有吉信明

- 4 欠席委員(3名)

農業委員 7番 小野博文 8番 舟越俊茂 11番 安河内龍一

- 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 国土調査事業に伴う非農地照明願について
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告事項

- (1) 報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第2号 農地改良行為の届出について

- 6 その他

- 7 農業委員会事務局職員

事務局長 荒牧 裕次
係長 松井 秀臣

主査 原 美佐子

8 会議の概要

議長 それでは定刻になりましたので、農業委員会を始めたいと思います。本日の委員14名中、11名出席ですので総会は成立致します。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。3番 阿部委員、4番 松井委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。まず議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係長 1ページ議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

議長 事件番号1番 の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 特にありません。

議長 事務局からの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。(質疑なし)

議長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係長 4ページ議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、5ページ農地法第5条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

- 議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を
お願いいたします。
- 委 員 耕作者にも確認済みです。会社も隣にあり、農地としては減少しますが
問題はありません。
- 議 長 事件番号1番の担当地区の農業委員さん、本案件につきましての意見を
お願いいたします。
- 委 員 別にありません。
- 議 長 それでは、事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けま
したので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委 員 なし。
- 議 長 無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願
います。・・・全員賛成でございますので、意見書を知事に進達いたします。
- 議 長 続きまして、事件番号2番について、事務局より説明をお願いします。
- 係 長 **【事件番号2番 説明】**
- 議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を
お願いいたします。
- 委 員 特にありません。
- 議 長 事件番号2番の担当地区の農業委員さん、本案件につきましての意見を
お願いいたします。
- 委 員 特にありません。
- 議 長 それでは、事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けま
したので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委 員 申請者の譲受人と譲渡人の関係は親戚関係での売買ですか、

- 事務局 いいえ。土地は仲介による売買と思われま
- 議 長 他にございませんか。無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、意見書を知事に進達いたします。
- 議 長 次に、議案第3号、国土調査事業に伴う非農地証明願について上程します。事務局説明をお願いします。では、事務局説明をお願いします。
- 係 長 10ページ議案第3号 国土調査事業に伴う非農地証明願につきまして、国土調査法に基づく地籍調査を実施した結果、非農地と認められる用地として、承認を求めるものであります。

【説明】

- 議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委 員 ここに上がってきているものは、土地対策課で縦覧して、所有者からも同意が得られているものですね。
- 係 長 そのとおりです。
- 委 員 面積が変わって増えているのは、なぜですか。
- 係 長 元々は、明治時代の不確かな計測状態で測った面積が登記されたもので、少なく登記しているものが大半であります。ですから、同じ面積になることはほとんどありません。
- 議 長 その他、質問、意見等ございませんか。・・・無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成で承認されました。
- 議 長 次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 元の資料に戻りまして、11ページ議案第4号 農用地利用集積計画の決定につきまして、12ページから13ページをご覧ください。
農用地利用集積計画による所有権移転でございます。こちらは、機構への所有権移転です。

【説明】

引き続き、14ページより17ページまでが、機構からの所有権移転となります。

【説明】

続きまして、農用地利用権設定等計画一覧表です。18ページからをご覧ください。まず、(継続分)となります。

【説明】

新規分としては、19ページからとなり、21筆、9件、合計面積18,541㎡の利用権設定となっております。
以上です。

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。利用集積計画について、ご質問、ご意見はありませんか。

委 員 意見なし。

議 長 ないようですので、採決を行います。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。…全員賛成で承認されました。

議 長 次に日程第3、報告事項でございます。報告第1号、農地法第18条第6項の合意解約及び報告第2号、農地改良行為の届出について、事務局説明をお願いします。

係 長 22ページ報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、23ページをご覧ください。農地法第18条第6項に係る報告表です。

【報告第1号 説明】

引き続き、25ページ報告第2号 農地改良行為の届出につきまして、26ページをご覧ください。農地改良行為の届出に係る報告表です。

【報告第2号 説明】

議長 長 ただ今の報告第1号及び2号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

委員 改良行為の土については、どこから搬入するか確認してますか。何を埋めてもわからないのでは。

委員 地元委員としては、作るのが大変だということで本人から相談は受けています。

係長 通常、改良行為の際は隣接同意が必要です。今回、この田の境界は水路と里道に挟まれて隣接地に他の人の田はありません。また、本件の水利組合を管理されているのもご本人であり、責任ある立場から、作業中の監視まではしませんが、完了後に現地確認を致します。

議長 長 他にありませんか。無いようですので、了解いただいたものといたします。

議長 長 それでは、以上を持ちまして本日の議事については、全て終わりましたので会議を終結いたします。